

○飯塚市立中学校文化体育大会出場費補助金交付要綱

平成26年3月28日

飯塚市告示第90号

飯塚市立中学校文化体育活動出場費補助金交付要綱(平成19年飯塚市告示第69号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 飯塚市立中学校における文化部及び運動部活動を振興するとともに、部活動に参加する生徒の育成強化を促進することを目的として、生徒が文化大会及び体育大会に出場するために要する経費に対し、補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象大会)

第2条 補助の対象となる大会は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 部活動として位置づけられた筑豊大会以上の文化大会及び体育大会。ただし、体育大会については、中学校体育連盟が主催であるものに限る。

(2) その他教育長が特に認める大会

2 筑豊大会以上の大会における予選会を経ない大会への出場については、教育長が成績優秀と認めた生徒が出場する大会に限り、補助の対象と認めるものとする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、飯塚市立中学校に在籍し、前条に規定する大会(以下「大会」という。)に出場する生徒とする。

(補助対象人員)

第4条 補助対象人員は、大会の大会要項等に定められた人員以内とする。

(補助申請者)

第5条 補助申請者は、補助対象者が在籍する中学校の校長とする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げる費用とする。

(1) 参加費等 大会の大会要項等に定められた参加費及び大会の主催者から一律に徴される経費の実費

(2) 交通費 鉄道賃、航空賃及び車賃とし、補助対象者の在籍する中学校から大会の会場までを往復する場合において最も経済的な通常の経路及び方法により算出した費用とする。なお、宿泊を伴う場合は、宿泊地を経由する費用を含む。

(3) 宿泊費 1泊につき飯塚市職員等旅費条例(平成18年飯塚市条例第48号)別表

第1(その他の一般職員の乙地)の70%を上限とする実費。ただし、大会の大会要項等に宿泊費について定めがある場合は、これによるものとする。

(4) 食料費

ア 宿泊を伴う場合の昼食代

宿泊日数に応じ、翌日の昼食代として1日につき500円

イ 車中泊の場合の夕食代及び朝食代

車中泊をする場合は、夕食代及び朝食代として1日につきそれぞれ600円

ウ 宿舎に夕食又は朝食がない場合の夕食代又は朝食代

宿舎に夕食又は朝食がない場合、宿泊費と夕食代又は朝食代との合計額は前号の宿泊費の額を上限とする実費

(5) 借上料 貸切りバス又は荷物運送用の車両を借り上げる実費

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める費用

2 鉄道賃の額は、普通運賃による。ただし、特別急行列車を運行する線路による移動で有効区間片道100キロメートル以上のときは特別急行料金を、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による移動で有効区間片道50キロメートル以上のときは普通急行料金を加算することができる。

3 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

4 車賃の額は、交通機関等の旅客運賃による。

5 宿泊費に係る宿泊日数は、大会の大会要項等に基づき補助対象者が大会に出場するために必要な日数とする。

6 貸切りバスの借上げは、次に掲げるいずれかに該当する場合に限る。

(1) 借上料が交通費よりも安価であるとき。

(2) 大量の荷物を輸送する必要がある、大会に出場する生徒による持参が困難であるとき。

(3) 時間的又は地理的条件により大会の会場までの公共交通機関の利用が困難であるとき。

(4) 補助対象人員が18人以上であるとき。

7 荷物運送用の車両の借上げは、大量の荷物を輸送する必要がある、大会に出場する生徒による持参が困難である場合に限る。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条の規定により算出した補助対象経費の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、大会の主催者が出場に要する経費の一部を負担する場合は、前項の規定により算出した合計額から主催者が負担する額を差し引いた額

を補助金の額とする。

(補助金申請及び実績報告)

第8条 補助申請者は、当該大会の最終日から起算して30日を経過する日又は当該大会開催年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第13条に定める実績報告を兼ねて、規則第4条に定める申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 明細書(補助金算定の基礎)

(2) 大会要項等

(3) 領収書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(事前承認)

第9条 補助申請者は、宿泊費、借上料又は第6条第1項第6号に定める費用について補助を申請しようとするときは、大会の開催前に、補助金の概算額を算定した書類を市長に提出して、承認を受けなければならない。

2 前項の概算額の算定に借上料が含まれるときは、前項の書類に当該借上料の算定に係る2社以上の見積書を添付しなければならない。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に係る申請書等の様式その他の補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。